

2-2 賃金助成及び実施助成内訳

| | |
|---------------------|---|
| ① 訓練計画届の受理番号 | ② 訓練の種類 <input type="checkbox"/> 一般職業訓練 <input type="checkbox"/> 有期実習型訓練 |
|---------------------|---|

| ③ 対象労働者 ・氏名（年齢） ・雇用保険被保険者番号 | ④ OFF-JTの 実施時間 | ⑤ OJTの 実施時間 | ③ 対象労働者 ・氏名（年齢） ・雇用保険被保険者番号 | ④ OFF-JTの 実施時間 | ⑤ OJTの 実施時間 |
|-----------------------------------|-------------------|----------------|-----------------------------------|-------------------|----------------|
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |
| — | 時間 | 時間 | — | 時間 | 時間 |

⑥ OFF-JTの実施時間の合計

⑦ OJTの実施時間の合計

④欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価

中小企業 800円
 大企業 500円

= 円

(小数点以下は切り捨て)

⑤欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価700円

= 円

(小数点以下は切り捨て)

※1人1コース当たり1,200時間を限度とします。

※1人1コースあたり680時間を限度とします。

様式第7号（別添様式2-2）（第2面）

記入上の注意

- 1 ①欄は、管轄労働局長の確認を受けた「キャリアアップ助成金(一般職業訓練)計画届」または「キャリアアップ助成金(有期実習型訓練)計画届」の受理番号を記載してください。
- 2 ②欄は、該当する欄に☑をつけてください。
- 3 ③欄は、対象労働者ごとに、氏名、年齢、雇用保険被保険者番号を記載してください。なお、対象労働者が雇用保険被保険者でない場合は、被保険者番号の記載は必要ありません。なお、年齢については、支給申請時点の年齢を記載してください。
- 4 ④欄は、対象労働者ごとの助成対象となるOFF-JTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
(例) 助成対象となる訓練時間数が12時間20分だった場合
助成対象となる訓練時間数=12 20/60時間
- 5 ⑤欄は、有期実習型訓練を実施した場合に、対象労働者ごとの助成対象となるOJTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
- 6 ⑥欄は、④欄の合計と賃金助成額を記載してください。小数点以下は切り捨ててください。助成単価については、中小企業又は大企業に☑をつけてください。また、1人1コースあたりの助成時間の上限は1,200時間となりますので、ご注意ください。
- 7 ⑦欄は、⑤欄の合計と実施助成額を記載してください。小数点以下は切り捨ててください。また、1人1コースあたりの助成時間の上限は680時間となりますので、ご注意ください。

※1 「有期実習型訓練」とは、有期契約労働者等を正規雇用に転換することを目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせる実施する職業訓練であって、労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練のことをいいます。

※2 「一般職業訓練」とは、OFF-JTのことをいいます。

※3 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。

※4 「OJT」とは、適格な指導者の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の取得に係る職業訓練のことをいいます。

※5 「助成対象労働者」とは、訓練コースの計画数（OFF-JTとOJTのそれぞれの時間数）の8割以上出席した者のことをいいます。